

第五十一回 参議院農林水産委員会会議録第一号

(三六)

昭和四十年十二月二十七日(月曜日)
午後零時五十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 仲原 善一君
理 事 齊君
委 員 山崎 武内 渡辺 宮崎 正義君
五郎君 勸吉君仲原 善一君
齊君
五郎君 勸吉君青田源太郎君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
田村 賢作君
高橋雄之助君
任田 新治君
野知 浩之君
森部 隆輔君
八木 一郎君
和田 鶴一君
大河原 一次君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
北條 鶴八君
坂田 英一君
後藤 義隆君
丸山 文雄君
宮出 秀雄君

青田源太郎君

申込に応じて

生糸の輸出の増進及び蚕糸業の経営の安定をはかるため、繭及び生糸の価格の異常な変動を防止することにあります。このようないくつかの観点

から、政府保有生糸については、申し込みに応じて最高価格で売り渡すこととしているのであります

が、最近における生糸輸出の状況を見ますと、わが国生糸の輸出はきわめて不振であり、これに反し、海外市場における他国生糸の進出がきわめて顕著な現状であります。これはわが国における系価の変動が激しかったこと、一方海外の需要者において系価の変動に対応する力を欠いていること、他国生糸が比較的低い価格水準で輸出されていること等がそのおもな原因と考えられるのであります。

このような事情を考えますと、今後わが国においては、系価の変動を引き得る限り小幅にとめることが輸出の増進のためにせひと必要であり、このような点をも勘案の上、別に日本蚕糸事業団法を提案し、御審議を願うこととしているのであります。これとともに、政府保有生糸につきましても、生糸の価格の騰貴により生糸の輸出が

本日の会議に付した案件

○繭系価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本蚕糸事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(仲原善一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。繭系価格安定法の一部を改正する法律案、日本蚕糸事業団法案を一括議題とし、まず提案理由の説明を聴取ることにいたします。坂田農林大臣。

○國務大臣(坂田英一君) 繭系価格安定法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

生糸の輸出の増進及び蚕糸業の経営の安定をはかるために、繭及び生糸の価格の異常な変動を防止することにあります。このようないくつかの観点

から、政府保有生糸については、申し込みに応じて最高価格で売り渡すこととしているのであります

が、最近における生糸輸出の状況を見ますと、わが国生糸の輸出はきわめて不振であり、これに反し、海外市場における他国生糸の進出がきわめて顕著な現状であります。これはわが国における系価の変動が激しかったこと、一方海外の需要者において系価の変動に対応する力を欠いていること、他国生糸が比較的低い価格水準で輸出されていること等がそのおもな原因と考えられるのであります。

このような事情を考えますと、今後わが国においては、系価の変動を引き得る限り小幅にとめることが輸出の増進のためにせひと必要があり、このような点をも勘案の上、別に日本蚕糸事業団法を提案し、御審議を願うこととしているのであります。これとともに、政府保有生糸につきましても、生糸の価格の騰貴により生糸の輸出が

減少または減少するおそれがある場合において、生糸の輸出を確保するため、特に必要があるときは、一般競争入札等の方法により売り渡すこともできる。こととすることが必要であると考えられるのであります。このようないくつかの観点から繭系価格安定法の一部を改正しようとするのがこの法律案の提案の理由であります。

なお、この法律案は、さきの第四十九臨時国会に提案し、前国会において審議未了となりました同一の題名の法律案と同一の内容のものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次は、日本蚕糸事業団法案につきまして、その提案の理由及びおもな内容を御説明申し上げます。

近年における生糸の需要は着実に増加しつつあります。

近年における生糸の需要は着実に増加しつつあります。今後なお長期的に見てかなりの需要の増加が期待されるのであります。このような情勢を考えますと、今後繭生産の増大をはかるべき余地もまたきわめて大きいと考えられます。

また、養蚕経営の面におきましても、近年、技術の開発普及に伴い、その労働生産性の向上がきわめて顕著であります。これが生産の振興をはかることはわが農業の発展をはかる上にきわめて肝要なところであると考えられるのであります。

かかるに、最近における需給の動向を見ますと、内需につきましてはすこぶる堅調であります

が、輸出はここ数年間における系価の大変動等の原因により極度の不振をおちいっているのであります。いまさらいうまでもないところであります。

このように、最近における需給の動向を見ますと、内需につきましてはすこぶる堅調であります

が、輸出はここ数年間における系価の大変動等の原因により極度の不振をおちいっているのであります。

かかるに、最近における需給の動向を見ますと、内需につきましてはすこぶる堅調であります

が、輸出はここ数年間における系価の大変動等の原因により極度の不振をおちいっているのであります。

定が必要であります。政府といたしましては、從来繭系価格安定法、日本蚕糸事業団法等の運用、あるいは生糸取引所に対する指導監督等の措置をとどめることとすることが必要であると考えらるるのであります。このようないくつかの観点から繭系価格安定法の一部を改正しようとするのがこの法律案の提案の理由であります。

なお、この法律案は、さきの第四十九臨時国会に提案し、前国会において審議未了となりました同一の題名の法律案と同一の内容のものであります。

この法律案を提案する理由であります。なお、この法律案と同一の内容のものであります。

次に、この法律案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、事業団の組織等につきましては、政府及び民間出資の法人とし、その資本金は、日本森林織事業団及び日本輸出生保険株式会社から引き継ぎます資本金と、養蚕業者が組織する農業協同組合等及び製糸業者の出資金を合計した金額とともに、必要に応じて資本金の増加ができることとしておりますほか、役員の定数及び任免運営審議会等につき所要の規定を設けております。

第二に事業團の業務に関する規定であります。まず業務の範囲につきましては、生糸の買い入れ及び売り渡し、委託による乾糸の売り渡し、加工、生糸との交換等を行なうほか農林大臣の認可を受けて、また生糸の生産流通の合理化をはかるための事業に対する助成事業を行なうことがあります。

なれ、生糸の買入れ及び売り出しの手続きは、事業團はあらかじめ農林大臣の認可を受けて買い入れ価格及び標準売り渡し価格を定めることとしておりますが、これらの価格は、繭糸価格安定法の最高価格と最低価格の安定帶の範囲内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情から見て、適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として定めることとしております。また、事業團が生糸の買入れを行なう場合には、出資者たる製糸業者からの申し込みにより買入れるのでありますが、当該製糸業者は、繭の生産条件及び需給事情その他の経済事情から見て、適正と認められる繭価水準の実現をはかることを旨として事業團が定める基準繭価を保証する業者に限ることとしており、これによつて適正な繭価水準の維持をはかることとするよう配慮しているのであります。

第三に、事業團の業務及び会計につきましては、事業計画、予算等についての農林大臣の認可、借り入れ金等について所要の規定を設けておられます。

が基準蘭価に達しない価格で行なわれるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、農林大臣は製糸業者に対し、蘭の買い入れに当たつて基準蘭価以上の価格によるべきことを勧告することができる旨の規定、事業団に対する農林大臣の監督、罰則等の規定等を設けております。以上のほか、附則におきまして、事業団の設立に関し必要な手続規定、日本蚕繭事業団及び日本輸出生糸保管株式会社の解散及びこれらに伴う経過規定、関係法律の一部改正等の規定を設けております。関係法律の一部改正のうち、蘭糸価格安定法の一部改正といたしましては、政府は、輸出生糸を確保するため必要があると認めるときは、事業団が買い入れて保管する輸出適格生糸のうち、政令で定める期間を経過してなお保管しているものを買い入れる旨の契約を締結することができるとしているのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(仲原善一郎君) それでは、ただいま議題となつております二法案について、一括して質疑を行なうことにしておきます。

○八木一郎君 私は、本法の提案が、今日まで三たびの国会を通じて審議に入ることまでの経過についてよく承知しておる立場におります。したがつて、すみやかに本法律案の通過成立をはかりたいという意欲的な立場から、若干の質問を試みたいと思うのであります。

私は、蚕糸業は目下重大時局に当面しておると思うのであります。そこで、政府蚕糸当局は、この認識についてどのように見ておるかという、この点を最初に伺いたいのであります。

今月の十三日の朝のNHKのテレビ放送でも、先月の生糸の輸出は、わずか七百七十六俵で、戦前戦後を通じて最低を記録しました。また、年間を通じても、一万六千俵程度と、去年のおよそ半分に減り、これまでの最低になる見通しです。生

○八木一郎君 次に、私はあらかじめ資料要求をしており、すでにその提出をみておりますので、このように輸出が減ったのは、生産量の九〇%までが、訪問着などの高級和服を中心とする国内の需要に向けられ、業者の輸出意欲がなくなつたこと、また、中共や韓国などの割り安な生糸が、アメリカやフランスなど、日本の伝統的な市場に進出したことなどによるものです。このため農林省では、このままで、日本は生糸の輸出市場を失うことになると心配しており、輸出対策を検討することにしていますという、この放送を聞いた国民は驚き、かつなぜこのようない事態になつたかといふことを深刻に考えさせておるのであります。蚕糸業は近い将来輸出産業ではなくなるかもしれません。蚕糸業が輸出産業として養蚕農業、製糸工業、貿易商業と、農・工・商各部門を通じて国民各階各層の御支援を得て、シルク日本の世界的な名声を博し、國民經濟の發展や國民生活の向上に寄与してきたのであります。そこにはうるわしい伝統と歴史があるのであります。事ここに及び、政府はこれから蚕糸業は国内産業として育成指導するのか、それとも万難を排して徹底的に輸出産業として發展させていくのか、政府の基本的な考え方を、國民の前に率直明快にまずお答えを願いたいと思います。

○政府委員(後藤義隆君) 最近の製糸の輸出事情を見ると、国内需要が活況を呈し、これに伴つて国内糸価が高水準に推移しつつあること、また、中共並びに韓国等の製糸が安値で、國際市場に進出したこと等もありまして、不振をきわめております。しかし、國民經濟の上から輸出振興は重要でありまして、また、國內養蚕農家の經營の安定をはかる見地からも、海外需要の維持、開拓はどうしても必要であります。政府といたしましては、今後ともわが國蚕糸業を輸出産業として育成することにつとめてまいりたい所存でござります。

時間を見節約し、その資料のうちで特にたいしたい点を申し上げてみます。

お手元に配つていただいております要求1の資料、そのうちの⑩表によりますれば、最近十年間の内需の足取りは、年に十八、九万俵、総生産高の三十万俵の六割程度であったものが、三十八、四十年と年々ふえてまいりまして、ついに内需が九割を占め、輸出はわずかに一割の線を切れ込むかもしれないという情勢に迫っております。他方、この資料の⑪表により、海外市場の状況を見てみますと、前年対比で半減、欧州市場のごときは壊滅寸前に迫つております。一方、要求の2の資料に見るごとく、中共生糸の輸入の問題に当面しております。日本へ外国の生糸が入ってきたのは歴史的に非常な刮目されている事実であります。先月はわが国生糸の輸出高をオーバーするほどこの糸が入ってきておるのであります。政府はこれら的情勢に対処して、腹を据えて、ほんとうにいまおっしゃったようにがんばれば、海外市场の奪還を目指す蚕糸輸出振興策が伸展していくのだという自信があるのかどうか、具体的に述べてもらいたいのであります。要求4の資料では、緊急措置の必要性はよくわかりますが、この資料を読んでみると、可能性についての実行具体策に乏しいよう見えますので、時間が許せば、突っ込んだ三、四の点をさらに答弁を受けた後にお伺いすることにいたします。なお、要求の資料によりまして、海外事務所活動の状況を詳細に知ることができました。詳しく御報告をいただいたこれを吟味いたしました私の感覚では、政府が輸出増強に施策の重点を指向するという決意があるならば、それは旧来の政府、絹業協会の行なってきた宣伝事業は、特に海外宣伝事業はマンネリ化したよう見受けられます。そこで、絹業協会に対する国の予算を活用しまして、今回新たに設立する事業団の別動隊ともいべき機関の一つとして、生糸輸出振興会、まあかりにこういう名前をつけますが、このよう機関を設けて、養蚕製糸を主体とする事業団の役職員がこの業務を執

行し、現地の活動員は貿易商社の役職員の出向を求める、これらの適材を迎えて、機動的にあつせん活動に乗り出していただくこととし、この協会の主力を輸出増進において、直接生糸の輸出あつせん事務を行ない、日本生糸の海外市場を奪還する積極的な活動を開始する用意があるかどうか。この機構は、ジエトロと自転車輸出振興会海外事業部の場合より得たヒント、その他の私の調査いたしました結果に基づいて、これを参考にいたしましたものでありまするので、当局においてはすみやかに御検討の上審査されたい。直ちに実行の決意があるかどうか、右に関する蚕糸局長の所感を伺つておきたいと思います。

出体制についての問題でござりますが、輸出問題についての関係者の御研究のときに、同時に、一つの方法として提出されておるものがあるわけでござります。その後、まあわれわれといましても、輸出体制につきましては、現在検討いたしておりまするし、まあその中の当面の問題というものについては、遠からず具体化したいと思っておるわけでございますが、問題は、御存じのとおり、その答申の趣旨にありますとともに、国内価格との間に、それから輸出価格の差を、関係業界、場合によれば政府も含めまして、差額を補充するような方法で輸出の促進をしたらどうかという点でござります。この点につきましては、当然のことながら、いろいろ時の差価にもよりますけれども、業界の負担も伴なうことであり、従来の検討の結果では、まだ関係業界ともに、何ぶんにも御指摘のとおり、国内価格が非常に高くて、国内で十分売れるという、当然のことながらそういう認識があるもんですから、なかなかそこまで踏み切る事態にはまだつておりません。しかしながら、とにかくして、その本格的な対策といたしましては、これは若干時間をかけることにならざることも、少なくとも四十生糸年度の残り、つまり来年の一月から五月末になるわけでございますが、その間におきまして多少は手ぬるいにしても、何らかの方法でこの減ってきた輸出を漸次回復する方法ということです。現状やや成案を得たものがござりますので、年が明けましたならば至急業界に提示いたしまして、できるだけその改正の一つの骨子になるような方向で話をまとめていただきたい、こう考えております。それから第二点につきましては、網業協会の問題があると思いますが、網業協会につきましては、御指摘のとおり、実質的に十年ぐらいたっておりまして、ややマンネリズム化しておるということにつきましては、御指摘のとおりわれわれも考えております。ただいまいろいろな各種の例をお聞

だいたいわけでございますが、現地ニユーヨーク、リヨン、それから日本の本部、こういうものにつきましても、今後のあり方につきまして大ざっぱな方向といたしましては最近一つの方向が出ておりますので、今後御質問の趣旨も体しましてできるだけ新しい角度から輸出振興に直結するような方向で進んでまいりたい、こういうふうに考えております。

それから第三点の、輸入体制の問題につきましては、これも御存じのとおり、現在輸入防遏と申しますといささかオーバーでござりますけれども、生糸につきましては、関税が一五%かかっております。それから織につきましては一キログラム当たり百四十円か百五十円、正確な数字ちょっと記憶いたしておりませんが、百四十円ないし百五十円の関税がかかっているはずでございます。それと輸入の実態といたしましては、日本のいわゆるいい生糸と統合するようなものは現在のところまだ入っておりません。いわば一例を申し上げますと、たとえば、着物の裏地であるとか、あるいは帯であるとか、あるいはネクタイであるとか、そういうものに使われるものの、まあ日本の格づけからいたしますと格外に属するものでござります。これは大体日本の繭の品質から見ますと、今後なかなか国内的にも、ある面から見ますと国内では生産されないような悪いものではございませんが、しかし、需要はもちろんあるわけでござります。現在はそういう状況でございますので、今までの数字そのものを見た場合には、それほど国内産業にたいへんな打撃を与えるというほどの認識には立っておりませんけれども、一般的の空気あるいは今後の問題を考えますと、御質問のような問題があろうかと思いますので、それにつきましても今後の成り行きを見まして、場合によれば将来蚕糸事業団の機能等も拡充の必要があるというような事態にも立ち至るかもしれません。そういう角度から十分に御指摘の点につきまして研究を進めてまいりたい、かようくに考えます。

加するという、こういう問題がござります。これから手形になってしまったのか、一体どうなつたんだということが、国会において蚕糸に関心を寄せております方面から長い間尾を引いている問題であります。これは福田大蔵大臣が当時農林大臣であった際に、記録によりますと、国会を通じて国民に言つておることばの中に、その部分だけ摘出しますと、「それから、さらに、いきさつから申しますと、これも、私、十億円を追加するということを考えております云々」とあるのですあります。ここで大臣が「いきさつ」と申しておられますことは、あの三十三年われわれ蚕糸議員がさんざんな目にあった年として記憶に新たな、それが以来蚕糸の道は非常に難渋をして今日にきておりまして、今回のこの事業開法によつて面目一新、心氣一転、一新された行政を期待しておる。この三十三年の応急対策の際に、繭及び生糸の価格の大暴落に際しまして、繭価格安定法に基づいてきめられた政府買い上げの最低価格を改定して、結果としては、農民は繭一貫目の基準価格を下げられてしまつたのですから、二百円を政府に預けているようなものである。これを一人一人に分けてしまつたのでは意味がないからということとで、一千万貫分二百円相当額二十億円といふもので一つの機關をつくろう、二度と再びこの大きな金額を、国費を出す必要のないようにしておこうことになつておったのに、いよいよ発足するときは十億円であったといういきさつであります。これは佐藤大蔵大臣、その当時でありますから、総理も知つておるはずであります。私は当時の国会内外のこの事情をよく承知している一人として、いわば生き証人である、こうもあえて申し上げてよいと思うのであります。今回蚕糸業のこの重大な局に、先ほど御答弁のような御認識の上に立つておるとすれば、この事態、時局を背景に事業団が生まれるのでありますから、当然十億円は追加すべきだ、こういうふうに思うのであります。が、政府、農林省はこの異常の時局を認識しておる証拠として、あるいはまた真剣な態度で臨

○政府委員(丸山文雄君) 御質問の第一点の、輸

示しいただきまして、今後の方

○八木一郎君 政府、農林省は事業團に十億円追

くために、百万言の説明を聞くよりも、この一つの公的事実の实行を期待しておると申しても過度ではないと思うのであります。本件をどのようになりますか。考えておられるのかお伺いをいたしたいのです。歴代の大蔵、蚕糸局長の更迭、こういう際にはこのような問題は政府不信任の事実にも連なりますから、当然引き継ぎ事項として新たな記録の上に更新をされながらここに及んでいると思われますので、この点はあわせていま認識の、また経過の事情とともに、これから蚕糸の政策の中に、蚕糸行政の大重要な仕事の中にはこういうことがあるということを引き継いでいただけるかどうかかも言明をいただきたいと思います。

○政府委員(後藤義隆君) ただいまお話をあります

したように、当時の福田農林大臣から御趣旨のよ
うな御答弁がありましたのであります。その後のま
まになつておつたわけであります。農林省は當局
のいままでの事情をいろいろ聞いてみますと、そ
の後その発言をほごにしたわけでは決して
ないのです。蚕糸事業團について、たゞ設立以來
そのまま資本金の増額を特に必要とするよ
うな差し迫った事態も生じなかつたようであ
ります。そこで、新しく蚕糸事業團であります
が、これにつきましては、現在二十億円の資本
金を持つておりますのであります。これを財源
として融資の道をつくれば、當面事業團がその目
的とするところの事業を遂行することは考えられ
るのであります。しかし、今後生糸の需給事情
が変化いたしますなどのことがあって、蚕糸事業
團が資本金を増加する必要が生じた場合には、さ
きの農林大臣、現在の大蔵大臣でありますか、の
発言の趣旨を受け継いで十分に措置を考慮してま
りたい、こういうようなふうに考えておりま
すて、決してそれはほこにしたようなふうな気持ち
ではありませんから、その点を特に申し上げてお
きます。

るが、これは非常に大切なことだと思うのです。特に、輸出振興に重点を指向して、海外の市場を奪還しよう、積極的に乗り出そう、これだけの構えでこれからやっていたらどうという國民の期待には、やはり先立つものが具体的に出てこないと、真剣な、まあ笛吹けど踊らずということになります。いま言明をいただきましたように、お取りはからずいをいただきました。それから、輸出蚕糸振興策として、事業団の業務にも関連して、特段の措置を講すべきだという私の考え方方に立ちますと、いろいろ思いついて多いのです。いまもお話をありましたが、二十億といえど、そこから受けける収益は年々何倍かねないと思いまするので、ぜひひとつ、ただいま言明をいただきましたように、お取りはからずいをいただきたいたいと思います。

系輸出事業に携わる人のつなぎは、その停止的な措置のためにやれなくなりはせぬかということですから、これは親心を持って考えなければならぬ課題と、私は思いまして、検討を事務当局にはお願いしておりますけれども、何か、系価の高い場合、いまの時点は非常に系価が高いわけですね。本来ならば、この三十三年の暴落にござりて、底値は買えない。安くなつたときの対策が、まあ大衆に直接ですか、考へてきたのですけれども、高いときも、また、その反動がござるので、何か一つ、今日の実勢を見まして、適當なことがなればならぬということを、事務当局の検討の経過と結果に対する決意のほどをお聞かせを願いたいと思います。

次に、保管会社の問題ですけれども、輸出生糸の経緯にかんがみますと、こういう際にこそ、水をぶっかけるために、政府が買い上げた生糸を保管会社に持たしておいて、最高価格がきたらこれを操作する。そこで頭を押える。つまり取引所で仕手関係にやられても、実力がないから、こちらは実力をもつて応ずる、こういふきめ手となるべき保管会社であると了解しておるのであります。一方僕近くあつた保管会社の生糸は、聞くところによると、もうなくなつてゐる。そうして、五千五百円という天井の値段がきたら、こういうときに機動的に水をかけるような、過熱防止的な操作が必要だと思ひますけれども、そうできなかつたということは、制度が悪いのか、運用が悪いのか、一体これはどうなつてゐるのであろうかと思う。もし保管会社で持つておつた生糸が売り払つているとすれば、相当もうかつてゐると思う。その特別収入ともいふべき金額はどの程度あるかということ、そして、もしそれがあるとするならば、これをひとつ新設事業団に引き継いで、その新設事業団の、先ほど私も申しましたような、輸出振興の特別行動に必要なほうに振り当

ては、こういう考慮があつて当然だと思うのですが、ざいますけれども、一体どうなつてあるかということをお聞かせ願いたい。

その次に、蚕繭事業団の収益は一体どういうふうに使われているかということを私、取り調べてみますと、実体的に事業補助として、指導員の、あるいは桑園の、あるいは乾繭設備の助成事業に充てているようございますけれども、これらの用途は、新しい事業団が生まれて、事業団設立以後は輸出優先重点主義にのつとつて、輸出生糸原料繭に対する購繭資金の利子補給、購繭資金繭を、輸出する原料についてはめんどうをみてやる、こういうような考え方、あるいは輸出が安くして、国内が非常に高いから、内需ばかりになつてゐるわけですから、いま局長の御説明のように、二重価格の差になる、輸出と内需の差になる部分について、特段な考慮を払つて、何とかして輸出用原料繭が、特約して輸出適格生糸工場に入つていくよう、私は適当な措置が考えられると思うのであります。新たに輸出促進に何とかかんとかして——三割あつたものが一割が切れているのですから、そうすると、もう相撲で言つたら剣が拳に足がかかるつて、輸出なき蚕糸業は、もうこれははどういうことになるかということを思ひあわせまして、真剣にひとつ具体的な細目について、この際検討をされた事情について、まだ結論に達しなくともよろしうござりますから、お答えを願いたいと思います。

○政府委員(丸山文雄君) 第一点の、取引所の問題、それから取引所の操作にからります製糸工場つまり売り手、売りつなぎの立場との関係で、何らかの優遇措置がないかという御質問だと思ひます。

取引所全般の問題といたしましては、御承知のように、また御質問にありましたように、われわれとしましては、とにかく証拠金を上げていくことということで、且下第三段階、相当きつい金額でございますが、そういうものをかけて、できるだけ過当投機を抑制していくこととで進めてま

ては、こういう考慮があつて当然だと思うのですが、ざいますけれども、一体どうなつてあるかということをお聞かせ願いたい。

その次に、蚕繭事業団の収益は一体どういうふうに使われているかということを私、取り調べてみますと、実体的に事業補助として、指導員の、あるいは桑園の、あるいは乾繭設備の助成事業に充てているようございますけれども、これらの用途は、新しい事業団が生まれて、事業団設立以後は輸出優先重点主義にのつとつて、輸出生糸原料繭に対する購繭資金の利子補給、購繭資金料繭を、輸出する原料についてはめんどうをみてやる、こういうような考え方、あるいは輸出が安くして、国内が非常に高いから、内需ばかりになつてゐるわけですから、いま局長の御説明のように、二重価格の差になる、輸出と内需の差になる部分について、特段な考慮を払つて、何とかして輸出用原料繭が、特約して輸出適格生糸工場に入つていくよう、私は適当な措置が考えられると思うのであります。新たに輸出促進に何とかかんとかして――三割あつたものが一割が切れているのですから、そうすると、もう相撲で言つたら剣が隼に足がかかるつて、輸出なき蚕糸業は、もうこれははどういうことになるかということを思ひあわせまして、真剣にひとつ具体的な細目について、この際検討をされた事情について、まだ結論に達しなくともよろしうござりますから、お答えを願いたいと思います。

○政府委員(丸山文雄君) 第一点の、取引所の問題、それから取引所の操作にからります製糸工場つまり売り手、売りつなぎの立場との関係で、何らかの優遇措置がないかという御質問だと思ひます。

取引所全般の問題といたしましては、御承知のように、また御質問にありましたように、われわれとしましては、とにかく証拠金を上げていくことということで、目下第三段階、相当きつい金額でございますが、そういうものをかけて、できるだけ過当投機を抑制していくことを進めています。

いつております。それにからみまして、そういう状態のときには、当然製糸会社のほうがあれ売りに出でまいりますれば、売りつないでまいります。具体的に物が市場に出回るのでございまして、いわゆる取引所に対するヘッジ作用ということで売り手の促進になるわけでござりますけれども、現在でも、現物を取引所に提供した場合におきましては、製糸会社のほうからは金を取らないと、いうことはいたしております。ただそれ以外の場合、現物とは無関係に売りつなぐという場合におきましては、これは一体そのものが製糸会社からきたものであるか、あるいは一般的のいわゆる大衆と申しますか、そういうもののからものであるかということについて、取引所自体におきましても、現段階においては、なかなか区別する技術的な問題が、非常に困難な状態になっておるわけでございます。まあこれも、もし現実の仲買い人その他を通じて何らか明確にできますならば、御説明の方法も、まさにその市場に対する現物の出回りを促進するという意味で、非常に検討の価値ある問題だと思いますので、なお検討の時間を与えていただきたいと考えるわけでございます。

それから、二番目の、現在の輸出生糸保管株式会社が持つておる生糸、これは全部、ほとんど大部 分が政府に肩がわりしてございまして、今回放出しましたのは政府手持ちということで放出されておるわけでございますが、大体この放出は、本年十月ころ、相場が高くなつてしまつてからまりまして、現在、その当時七千八百俵前後持つておりましたのが、累計で、昨日現在くらいのところで六千五百俵ぐらいが市場に放出されております。これは、現在の制度で申しますと、安定法の趣旨におきましても、最高価格で買い入れの申し込みがあれば売るというのがまず前提でございまして、出適格生糸の場合には輸出になるような売り方をしてもよろしいという二つの条文があるわけでござります。ただ、まあもう一つ、輸

出せます。それで、われわれとしましては、最高価格で申し込みがあつた場合には、これはどのみちはやらざるを得ませんけれども、売り方に優先順位をつけまして、申し込みが競合した場合においては、とにかく輸出になることを第一条件、それから次には綿織物として輸出するものを優先させます。それから第三番目には輸出綿織物の加工をするものを優先させる。そういうまあ順位をつけでございまして、それによって売り渡しておるわけですが、それは第二次優先順位ないし第三次優先順位までございます。実績から見ますと、先ほど申しました、十月からの累計六千五百俵中、大体半分ぐらいは第二次優先順位で、つまり輸出に何らかの関係があるというものの数字が、大体三千五百俵ぐらいになつております。現状はそういうことでござります。あと、それからよつて來たるもうけでございますが、これははたまいで申しましたように、保管会社から政府が引き取りまして、政府が売ったものになるわけですから、つまづくべきではないかといふうに考へております。

この益はどうなるかと申しますと、系価安定特別会計法によりまして、これは積み立て金として

積み立てまして、それでその次にまたそういう買入れに出るときの資金になるたまえになつておられます。したがいまして、保管会社自身が直接売れる制度になつておりますれば、その保管会社が事業団に吸収されるときに、この益をどうするかという問題起きますけれども、一ぺん政府の会計を通るものでござりますから、あくまでも政府の金として経理されまして、ただいま申しましたが事業団のほうに繰り入れができるかどうかと、それが事業団のほうに繰り入れができるかどうかと、いかにも非常に問題だと思ひますから、十分それは検討してみまして、それから先ほどお話をありましたが、いまこういうようふうに事業団の行為によって利益を得たときに、直ちにこれが益金を活用してまいりたいというふうに考えております。具体的には、御指摘の点も一つの案だけ新らしい事業団についても、事業団自身が生み出す収益経理、あるいは今回のよう手持ち保管生糸、繭の処分益、そういうものが生じた際には、できるだけというのではちょっと不確美です。これは、現在の制度で申しますと、とにかくいろいろ条件をつけるのは非常にむずかしいといふことになつております。ただ、まあもう一つ、輸出適格生糸の場合には輸出になるような売り方をしてもよろしいという二つの条文があるわけですが、これは済んでしまつたのです

ざいますが、まあこの二つの条文をいまから見合はせまして、われわれとしましては、最高価格で申し込みがあつた場合には、これはどのみちはやらざるを得ませんけれども、売り方に優先順位をつけまして、申し込みが競合した場合においては、とにかく輸出になることを第一条件、それから次には綿織物として輸出するものを優先させます。それから第三番目には輸出綿織物の加工をするものを優先させる。それから第四番目には、輸出資金の問題を中心にしてござりますが、今度の事業団ができますれば、蚕繭事業団の益金はこれは引き継ぎます。その関係で、お話をございましたように、蚕繭事業団といたしましては、まあお配りしてあります資料の二十二ページにも書いてございますが、またお話をとおり、いろいろ巡回指導施設あるいは稚蚕共同飼育室、桑園整備機械、乾繭施設、桑園の設置事業というようなものに蚕繭事業団として益金を助成してまいりました。今後は、大体はこの種の事業も、大体われわれといたしましてはほぼ一段落つたのではないかといふことがありますので、今後できるだけ、特に新事業団につきましては、養蚕の経営の安定のみならず、輸出の振興が引き取りまして、政府が売ったものになるわけでもございまして、こまかい計算は、それぞれの価格その他違いますので、全部分析してみなければわかりませんけれども、おそらくは四億六、七千万ぐらいの益になるのではないかというふうに考へております。

○政府委員(後藤義隆君) 御趣旨はごもつともでございますが、現在の法律制度でもつて直ちにこ

れが事業団のほうに繰り入れができるかどうかと、いかにも非常に問題だと思ひますから、十分それ

は検討してみまして、それから先ほどお話をあります。具体的には、御指摘の点も一つの案だけ新らしい事業団についても、事業団自身が生み出す収益経理、あるいは今回のよう手持ち保

管生糸、繭の処分益、そういうものが生じた際には、できるだけというのではちょっと不確美です。これは、現在の制度で申しますと、とにかくいろいろ条件をつけるのは非常にむずかしいといふことになつております。ただ、まあもう一つ、輸

出適格生糸の場合には輸出になるような売り方をしてもよろしいという二つの条文があるわけですが、これは済んでしまつたのです

から、まあ済んでしまつたことを言つてもしようがないですか、この浮いた金が四億もあれば、先ほど政務次官からお答えをいたいでおるよう

に、十億——政府の不信になろうかどうかといふういうふうに考えております。

それからもう一点の、購繭資金の問題を中心に御質問でござりますが、今度の事業団ができますれば、蚕繭事業団の益金はこれは引き継ぎます。そ

ういう関係で、お話をございましたように、蚕繭事業団といたしましては、まあお配りしてあります

資料の二十二ページにも書いてございますが、またお話をとおり、いろいろ巡回指導施設あるいは稚蚕共同飼育室、桑園整備機械、乾繭施設、桑園の設置事業というようなものに蚕繭事業団として益金を助成してまいりました。今後は、大体はこの種の事業も、大体われわれといたしましてはほぼ一段落つたのではないかといふことがありますので、今後できるだけ、特に新事業団につきましては、養蚕の経営の安定のみならず、輸出の振興が引き取りまして、政府が売ったものになるわけでもございまして、こまかい計算は、それぞれの価格その他違いますので、全部分析してみなければわかりませんけれども、おそらくは四億六、七千万ぐらいの益になるのではないかというふうに考へております。

この益はどうなるかと申しますと、系価安定特別会計法によりまして、これは積み立て金として

積み立てまして、それでその次にまたそういう買

入れに出るときの資金になるたまえになつておられます。したがいまして、保管会社自身が直接

おられます。したがいまして、保管会社自身が直接

資としている。その機関の活動によつて生じた金も、これはどうもちょっと紙一重だけれど、新しい事業団ができるのが少しおそいか引き継ぐことは相ならぬということは、そういうしゃくし定木ではやはりいかぬと思うのです。農民大衆の金が、当時の福田農林大臣のいきさつの問題がなければ言いませんけれども、そんな大きなきさつがあるのにこれは見送るということは、私は蚕糸事務当局の怠慢だと、こう思うのですが、これはいかなるくふうと努力をしても、いま申し上げるような政治配慮もこれあり、ぜひ実行をする決意の上でひとつお引き取りいただきということを要望いたしまして、次の問題を申し上げて、私の質疑を終わらしていただきたいです。

今日の生糸はまた六千円にも差し迫ろうとしている、土曜日はたしか五千八百円にいっている。きょうは幾らか聞いておりませんけれども、こういうような非常なばか値が通常、いま大臣の説明の中で言われていることばではわかりにくいですけれども、常識的にいえば、キロ五千円を中心だ、下が四千円、上が四千五百円だ。五千円なら安定した形で全世界の市場に出せますよといふことを、その点、蚕糸局長は胸を張つて言つてゐるんです。それだけ責任があるのであります。その五千円が六千円に近づこうといふんだから、もう最高値をオーバーしている。こういう事態がきておりますから、私は、三十三年大暴落の反動として、三十八年の六月にあの出現をしてきた、一度谷に落ち込んで山へ上がつた、あの反動時を思い起こします。三十八年六月のあたりからまた谷が深くなってきて、こらでまた上がってきましたという足取りを承知いたしておりますから、どうも皮肉なことです。山高ければ谷あり、これが常識でござりますが、繭をつくる、額に汗して働く農民の立場からすれば、もう繭を出してしまった。いかになろうとわれわれの繭は二千五百円で手を離れてい

違っているということを横目で見てるわけです。そういうことを直すということが、事業増進のほかに、養蚕農家を守ってやろうという配慮もあるわけでござりますから、私はこのうなぎのぼりに沈黙するような相場を見て、繭を手放した農家は、また来年の春、自分たちが蚕を飼う時分になると、今度は安くなってくるだらう、だれかがどうかでてこれを入れて何とかしておるんじゃないかというほどに過敏に神經をとがらして自分らの生業をいまやつているんです。こういうことを考えますと、これはなかなか容易でない仕事と取組むわけです、実際に。しかし、やらねばならない必要性が非常に高いから、これをぜひ可能な状態に持つていこうという安定努力というものは、これはいわば過去の三十五年以後の足取りと思いつかせますと、口では簡単に言えますが、実際の政府の生糸輸出策をやっていくのは私は容易でないと思う。こういう容易でない蚕糸業界には、やはり平穀なときはほとんどないのです。今日の状況を言えども、もう予想以上に、二千円台の繭が三千円台になつた。そうして売れて売れてしまつたがない内需だが、ふところがあたたまるということだけを見ると、天気晴朗でござりますが、また波は高いと思います。天気晴朗なれど波高しという時点にあると思います。これを乗り切つていくことは、私は事業団の人の問題だと思います。事業団という蚕糸丸を運転してくれる船長は一体どういう人が出て来るかということに結局帰一すると思う。

ような気分の人が入って働いておったのじゃ、これは目的が果たせぬと思います、極論すれば。こういう意味で安定法や事業団法、あるいは保管会社というところに働いている人は、私は決算委員会のほうで調べてまいりましたが、これを調べてみると、ここに資料もありますが、直接関係のある蚕糸事業団、直接関係のある輸出生糸保管会社、直接関係のある織業協会の事務所ですが、会務所としても、いま織業協会の事務所ですが、特別会計、こういうような人事、人のつながりのために、私は少し見当が違つた人がやっているのじやないかと言わざるを得ない。海外の輸出生糸事務所にしても、いま織業協会の事務所ですが、そこで国の補助によつて働いている。これはやはりその日暮しの、そう言つちや悪いが、事なかり主義で、勇退をした、退職した人がやつてゐる。そうでなく、海外の人は輸出商かエキスパートで生きのいい人に出向してもらつて、そうして費用もノルマで出して、そうして自転車振興会のように、私は申し上げておりますが、あるいはそういったよう切りかかるか、あるいは今度できる事業団設立の人事についてもこの考慮を払うとともに、これは任命権がござりますから、法律を通してしまふと、これは大臣の権限だということですから、行政権でみんな任命してきめていくといふことは残念だと思います。もうここまできているのですから、蚕糸業の事態が重大なところにきているのですから、この点はひとつ農林省の退職の局長、課長という方がこういうところに——私の友だちも五、六人いるのですが、その人たちをどうこう言うのじゃないが、制度そのものが消極的に、金の番をしているような消極的な形で監督を非常に厳重にしている。しかし、積極的な手を打つてやならぬ仕事があるというのですから、事業団の別働隊、事業団の外郭団体というものに——これはでぎると思うのです——そういうもので実質的にはひとつ運用の妙によつてやつていただけば捨て山だなんと世間から言われないように、今まで事業団の人事についてはぜひひとつ、せつか

○すつうはがちどはしに○

製系が一体になって、気持ちは一つにしてやるうと立ち上がって、金まで出して、政府の公的支出があるにかからず、みずから政府と同額を出しても事業団の設立を期待しておるという。こういう真剣な取り組み方に対しまして何とか御配慮を願いたいということが、私はこのためには、何と申しますか、重要事項も積極的に措置し得る適格者を選任することが絶対必要だ。それで、もう運営委員会を、十五人も置いて、そうして会議をしておる。輸出振興問題を会議しておる。もうずっと、四月から答申をして一向進まない。淮まないわけです、利害対立するわけですから。売り手と買い手です。どなたが売り手で、買い手——みな蚕業の中などでなつておるのですから、そこを切り開いていくのですから、どうかひとつ、この人事は天下国民の中から広く有能な人材を求めて、適切円満な運営が信頼を得てやれると、こういうことに遺憾なきを期していただきたい。そうして高い次元で、世界的な視野からも、アジアの諸国とも技術交流その他友好関係を保持しながらこの蚕業をやっていくと、こういう配慮のほどを強く、きつく指摘をいたしまして要望をし、この問題に対する決意を伺いまして、私の質問は終わりります。

○政府委員(後藤義隆君) 事業団の役員の重要性につきまして、ただいまいろいろ話を伺つてみましたが、なるほどそのとおりでありまして、私は、今度できますところの事業団の役員は、よほど慎重な態度できめなければいけない。これはもちろん適材適所ということでありまするが、だれが適材であるかというようなことは、よほどこれは考えなきやいかぬということを、さらにいまそういう意を強くいたしましたから、特にその点につきましては注意してやつていただきたいと思います。どうぞ御了承願います。

○渡辺勘吉君 若干の資料要求をします。

昨年の九月に、臨時行政調査会で各般にわたる行政についての意見を出しておりますが、その中で、現在提案されておる二つの法案に關係のある

(生糸の買入れ)

第二十九条 事業団は、出資者で第五条第二号に掲げるもの又は出資者で同条第三号に掲げるものの直接若しくは間接の構成員たる製糸業者の申込みにより、その申込みをした者の製造に係る生糸(他に委託して製造したものも含む。)を第三十四条第一項第一号に掲げる買入価格で買入れることがある。

2 事業団は、農林省令で定めるところにより、前項の規定による生糸の買入れに当たつて、その相手方との間に、その買入れ後政令で定める期間を経過するまでは、その者の請求により、当該生糸をその買入れの価格に相当する額にその保管に要する費用の額を加えて得た額で売り戻す旨の約定をしなければならない。

3 事業団が毎事業年度第一項の規定により買い入れることができる生糸の数量は、政令で定める数量を限度とする。ただし、事業団が同項の規定により買い入れて保管する生糸を当該事業年度に売り渡した場合(繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三百十号)第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売り渡した場合を除く。)には、当該政令で定める数量に当該売渡しに係る生糸の数量(その数量が当該政令で定める数量をこえるときは、当該政令で定める数量)を加えて得た数量を限度とする。

(生糸の売渡し)

第三十条 事業団は、前条第二項の規定に基づき売り戻すほか、同条第一項の規定により買い入れて保管する生糸(その生糸に係る第三十二条第一項の規定による買換えによつて保管する生糸を含む。)のうち前条第一項の規定による買入され後同条第二項の政令で定める期間を経過してお保管しているものを売り渡しができる。

2 事業団が前項の規定による売渡しをすることができるのは、繭糸価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売渡しをする場合及び生糸の価格が

第三十四条第一項第一号に掲げる標準売渡価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に限るものとする。

3 事業団は、第一項の規定による売渡しをする場合においては、繭糸価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売渡しをする場合を除き、政令で定めるところにより、一般競争入札の方法によらなければならない。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合には、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、隨意契約その他の方法によることができ。

(生糸の買入れ又は売渡しをしない場合)

第三十一条 事業団は、次に掲げる場合には、第二十九条第一項の規定による買入れ又は前条第一項の規定による売渡しをしないものとする。

一 第二十九条第一項の申込みをした者について、その者が第三十四条第一項第二号に掲げたる基準繭価に達しない価格で繭を買入れ又被い入れるおそれがあると認めるとき。

二 前条第一項の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。

三 その他農林省令で定める理由があるとき。

(生糸の買換え)

第三十二条 事業団は、第二十九条第一項の規定により買入れて保管する生糸の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、同条及び第三十条の規定にかかわらず、これを同一の種類及び数量の生糸に買入換えることができる。この項の規定による買換えによつて保管する生糸について

(生糸の売渡し)

第三十三条 事業団は、前条第二項の規定に基づき売り戻すほか、同条第一項の規定により買入されて保管する生糸(その生糸に係る第三十二条第一項の規定による買換えによつて保管する生糸を含む。)のうち前条第一項の規定による買入され後同条第二項の政令で定める期間を経過してお保管しているものを売り渡しができる。

2 事業団が前項の規定による売渡しをすることができるのは、繭糸価格安定法第二条又は第九条の二第一項の規定による政府の買入れの契約に基づいて売渡しをする場合及び生糸の価格が

なわれるおそれがあると認められる場合には、農業協同組合連合会の申込みにより、乾糸を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すべき旨の委託を受けることができる。

2 事業団は、前項の規定により委託を受ける場合は、次条第一項第二号に掲げる期間ごとに、繭の価格が同号に掲げる基準繭価を下つて低落することを防止することを旨として、当該委託を受ける乾糸の数量の限度を定め、農林大臣の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内でなければ、第一項の委託を受けることができない。

(標準売渡価格等)

第三十四条 事業団は、次の各号に掲げる価格を、当該各号に掲げる期間ごとに、当該期間の開始前に定め、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 標準売渡価格及び買入価格 農林省令で定める期間

二 基準繭価 春蚕糸及び夏秋蚕糸のそれぞれの掲立ての時期から出荷の時期までを基準として農林省令で定める期間

2 前項第一号に掲げる標準売渡価格及び買入価格は、繭糸価格安定法第二条の最高価格をこえずかつ同条の最低価格を下らない範囲内において、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として農林大臣が定める生糸の価格(以下「基準糸価」という。)を基準として定めるものとする。

3 第一項第二号に掲げる基準糸価は、繭の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる繭仙水準の実現を図ることを旨として、基準糸価を參照して定めるものとする。

4 基準糸価は、繭糸価格安定法第四条の規定により同法第三条第一項の標準生糸の最高価格及

び最低価格を定める際、あわせて定めるものとする。

5 農林大臣は、基準糸価を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを事業団に通知しなければならない。

6 農林大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その認可に係る標準売渡価格及び買入価格並びに基準糸価を告示しなければならない。

(業務方法書)

第三十五条 事業団は、第二十八条第一項から第三項までに規定する業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

3 事業団は、第一項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書(変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分)を出資者に送付しなければならない。

(第四章 財務及び会計)

第三十六条 事業団の事業年度は、毎年六月一日に始まり、翌年五月三十日に終わる。

(事業年度)
(事業計画等の認可)

第三十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開

始前に、農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第三十五条第三項の規定は、前項の規定による認可を受けた場合に準用する。

(財務諸表)

第三十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付

令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員会は、第五条各号に掲げる者に対し、事業団に対する出資を募集しなければならない。

2 設立委員会は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

3 設立委員会は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた第五条各号に掲げる者に対して、出資金の払込みを求めなければならない。

4 前項の規定により払込みを求められたときは、出資の募集に応じた第五条各号に掲げる者は、その引き受けた出資金の全額を払い込まなければならぬ。

5 設立委員会は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 第四十八条の規定は、第二項の認可をしようとする場合に準用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

6 前項の場合における株式一株の買取価格は、

7 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株主（政府及び第五条各号に掲げる者に限る）は、その所有する株式の数に比

義務は、その時において事業団が承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

2 日本輸出生糸保管株式会社の解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

3 第一項の規定により日本蚕糸事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

4 第二年法律第四十八号）第三百四十三条（定期款変更の決議方法）に規定する株主総会の決議を得て、事業団の設立に際し、事業団に対してその営業の全部を出資することができる。

5 商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十五

6 商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十五

7 商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十五

8 商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十五

9 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合は、日本輸出生糸保管株式会社の株式を目的とする質権は、第七

10 商法第二百九条第四項（質権者の株券の引渡請求）の規定は、前項の質権について準用する。

11 第八項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

12 第八項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

13 第九条前項の規定により日本輸出生糸保管株式会社が出資する営業の価額及び同条第六項の日本輸出生糸保管株式会社の純資産の額は、臨時に農林省に置く評価審査会が決定する。

14 設立委員会は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣の認可を申請しなければならない。

15 第一項に規定する決議があつたときは、政府及び第五条各号に掲げる者以外の株主の所有す

る株式は、前項の認可があつた時に日本輸出生糸保管株式会社が買い取つて消却したものとみなす。

16 前項の場合における株式一株の買取価格は、

17 日本輸出生糸保管株式会社が第一項の規定による出資をする場合においては、日本輸出生糸保管株式会社の株主（政府及び第五条各号に掲げる者に限る）は、その所有する株式の数に比

例して、事業団の出資証券の引受人となる。

18 第四項の認可があつたときは、日本輸出生糸保管株式会社の一切の権利及び義務は、事業団

の成立の時において事業団に承継されるものとし、日本輸出生糸保管株式会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

2 第十二条 事業団の最初の事業年度は、第三十六

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年五月三十日に終るものとする。

3 第十三条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

4 第十四条 事業団は、その成立の日における資本金の金額のうち第五条各号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円に満たないときは、昭和四十三年五月三十一日までに、資本金の金額を五十億円以上となるようしてその資本金を増加するものとする。

5 第十五条 事業団は、第四条第二項の認可を受けた者に係る部分の金額が十億円に満たないときは、昭和三十三年法律第六十七号）は、廃止する。

6 第十六条 事業団は、第五条各号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円に満たないときは、昭和三十三年法律第六十七号）は、廃止する。

7 第十七条 事業団の最初の事業年度の第二十八条第二項の規定による助成については、同項中「前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金」とあるのは、「日本蚕糸事業団の解散の日の属する事業年度の開始の日から当該解散の日の前日までの期間に係る損

益計算上の利益金として政令で定めるところに

より算出される金額」とする。

（事業団の事業年度等についての経過規定）

第十二条 事業団の最初の事業年度は、第三十六

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年五月三十日に終るものとする。

第十三条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十七条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

第十四条 事業団は、その成立の日における資

本金の金額のうち第五条各号に掲げる者の出資に

係る部分の金額が十億円に満たないときは、昭

和四十三年五月三十一日までに、資本金の金額を五十億円以上となるようしてその資本金を増加す

るものとする。

第十五条 事業団は、第四条第二項の認可を受けた者に係る部分の金額が十億円に満たないときは、昭和三十三年法律第六十七号）は、廃止する。

第十六条 事業団は、第五条各号に掲げる者の出資に係る部分の金額が十億円に満たないときは、昭和三十三年法律第六十七号）は、廃止する。

第十七条 事業団の最初の事業年度の第二十八条第二項の規定による助成については、同項中「前事業年度における損益計算上の利益金から

積み立てられた積立金」とあるのは、「日本蚕糸事業団の解散の日の属する事業年度の開始の日から当該解散の日の前日までの期間に係る損

益計算上の利益金として政令で定めるところに

より算出される金額」とする。

（日本蚕糸事業団法の廃止に伴う経過規定）

第十八条 本蚕糸事業団法の規定の施行前にした廢止前の日

本蚕糸事業団法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本蚕糸價格安定法の一部改正）

第十九条 本蚕糸價格安定法の一部を次のように改

正する。

（日本蚕糸價格安定法の一部改正）

第二十条 本蚕糸價格安定法の一部を次のように改

正する。

（日本蚕糸價格安定法の一部改正）

第二十一条 本蚕糸價格安定法の一部を次のように改

正する。

（日本蚕糸價格安定法の一部改正）

第二十二条 本蚕糸價格安定法の一部を次のように改

正する。

（日本蚕糸價格安定法の一部改正）

二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「、日本蚕繭

事業団」を削る。

第七十二条の五第一項第七号中「糖礁安定事

業団」の下に「、日本蚕糸事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第三十二条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法

律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「日本蚕繭事業団」を「日

本蚕糸事業団」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第三十三条 農林省設置法(昭和二十四年法律第

百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の三の次に次の一号を加え

る。

四の四 日本蚕糸事業団の指導監督に関する

こと。

昭和四十一年一月八日印刷

昭和四十一年一月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局